

国官技第177号  
国営計第71号  
令和2年9月30日

各地方整備局 企画部長 殿  
                  営繕部長 殿  
北海道開発局 事業振興部長 殿  
                  営繕部長 殿

大臣官房 技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部 計画課長  
( 公 印 省 略 )

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び  
監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（国不建第176号、令和2年9月30日）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされており、直轄工事における特例監理技術者の工事現場の範囲については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。
  - (1) 支出負担行為担当官工事（営繕工事にあつては、地方整備局会計事務取扱標準細則（平成14年3月28日国官会第4136号）第22条第1項第6号に該当するもののうち支出負担行為担当官工事として行うものを除く。）であるとき。
  - (2) 工事の技術的難易度が原則Ⅲ以上の工事であるとき。
  - (3) 兼務する工事が維持工事同士であるとき。＊  
（※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

なお、特例監理技術者の配置については、地域の実情等も考慮の上、適切に対応するものとする。

## 2. その他、施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

本取扱いについては、令和2年10月1日以降に適用する。